

賛助会員規程

平成12年2月29日制定

平成17年3月28日改正

平成21年4月1日改正

平成23年4月1日改正

平成24年4月1日改正

平成31年4月1日改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪府都市整備推進センター（以下「センター」という。）定款第4条第4号に基づき実施する事業の賛助会員に関し、必要な事項を定める。

(要 件)

第2条 賛助会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特例民法法人の内、センターの密集市街地のまちづくりに関連する団体
- (2) 密集市街地のまちづくりに関する調査、計画、設計、施工及び維持管理に関する専門的な資格、許可及び登録を有する法人又は個人
- (3) 密集市街地の防災性向上のための商品を製造、若しくは販売している法人又は個人

(入 会)

第3条 賛助会員になろうとする者は、賛助会員入会申込書（別記様式1）を理事長に提出し、承認を得なければならない。

(会 費)

第4条 賛助会員の年会費は、1口5千円とし、複数口を負担することは妨げない。

(賛助会員の特典)

第5条 賛助会員は、次の各号に掲げる特典を受けることができる。

- (1) センターが発行する定期刊行物等は無償で受領すること。
- (2) センターが主催する研修会、講習会等の行事に優先的に参加すること。

(会員の協力)

第6条 センターは、定款第4条第4号に基づく事業の実施に際して、必要に応じ賛助会員に協力を求めることができる。

(除 名)

第7条 理事長は、賛助会員が次の各号の一に該当したときは、除名することができる。

- (1) 会費を1年以上滞納したとき

- (2) センターの名誉を毀損し又は秩序を乱したとき
- (3) センターの目的に反する行為を行ったとき
- (4) 暴力行為等の反社会的な行為を行ったとき

(退 会)

第8条 賛助会員が次の各号に該当したときは退会する。

- (1) 賛助会員退会届書（別記様式2）を理事長に提出したとき
- (2) 死亡し又は会員である法人が解散したとき

(会費の不返還)

第9条 賛助会員が既に納入した会費は、これを返還しない。

(委 任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 この規程は、平成12年4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成17年3月28日から施行する。

附 則 この規程は、平成21年4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成23年4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成24年4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成31年4月 1日から施行する。